

基安労発 0305 第 2 号  
令和 8 年 3 月 5 日

別添関係機関の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
(契 印 省 略)

治療と就業の両立支援に関する診療報酬の改定について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）におきまして、治療と就業の両立支援に関する診療報酬「療養・就労両立支援指導料」について、下記の見直しが行われたところであります。概要は別紙のとおりでありますので、貴殿におかれましては、関係者に周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い致します。

記

- 1 就労の状況を考慮した療養上の指導及び相談支援を更に推進する観点から、その評価が引き上げられたこと。
- 2 対象疾患の定めが廃止され、疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な患者であって、就業の継続に配慮が必要なものが算定可能となること。
- 3 医療機関が受け取る勤務情報について、患者が作成した「治療と仕事の両立支援カード」が、事業者の確認を経て医療機関に提供された場合においても算定可能となること。
- 4 2回目以降の指導について、算定可能な期間が見直されたこと。

	現 行	令和 8 年度改定
点数	初回：800 点 (696 点) 2 回目以降：400 点 (348 点) 相談支援加算：50 点 ( ) 内：情報通信機器を用いた場合	初回：850 点 (740 点) 2 回目以降：500 点 (435 点) 相談支援加算：400 点 ( ) 内：情報通信機器を用いた場合
対象となる患者・疾患	入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める疾患（※）に罹患しているもの ※ 悪性腫瘍、脳血管疾患、指定難病、肝疾患（慢性経過）、心疾患、糖尿病、若年性認知症	疾患の増悪防止等のための反復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、 <u>就業の継続に配慮が必要なもの</u>
初回の算定要件	①患者と事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書を患者から受け取る【様式「勤務情報提供書」】 ②勤務情報を踏まえ、患者が勤務する事業場に選任されている産業医等に両立支援に必要な情報を提供【様式「主治医意見書」】	現行の①及び②に加えて、医療機関が受け取る勤務情報について、 <u>患者が作成し事業者が確認を行った文書による情報提供でも可</u> 【様式「治療と仕事の両立支援カード」】
2 回目以降の算定期間	初回を算定した月から起算して 3 月を限度として、月 1 回限り	初回を算定した月から起算して 6 月を限度として、月 1 回限り

以上